

## ベニヤ原生花園の植物の保護に御協力ください！

ベニヤ原生花園は、北オホーツク道立自然公園内にあり、多くの貴重な植物が育っており、道民みんなの財産であります。

しかし残念なことに、平成23年8月24日（木）、ベニヤ原生花園内においてハマナス等の植物の刈り払いや、除草剤と思われる散布跡が発見されました。



<刈り払いにより植物が損傷された跡>



<除草剤と思われるものにより植物が枯死した跡>

こうした行為は、道立自然公園条例に違反する行為として、6月以下の懲役又は50万円以下の懲役に処せられるものです。

ベニヤ原生花園の貴重な植物を守るため、次の事項に御協力ください！

- ① ベニヤ原生花園内では、通路以外への立ち入は、植物が傷つくおそれがあるので、御遠慮ください。
- ② 運搬用にリヤカーなどで通路以外の場所に立ち入ることは、道立自然公園条例により禁止されていますので、このような行為はおやめください。
- ③ 今回、刈り払い等が確認された場所は、植生の回復を図るため、ロープ柵等を設置しましたので、御理解ください。

北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係

TEL：0162-33-2922

<参考：関係条文>

○北海道立自然公園条例

(特別地域)

第10条 知事は、道立自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に特別地域を指定することができる。

4 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

(10) 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

(14) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第4項の規定に違反した者

第10条第4項第10号関係

「高山植物その他の植物で知事が指定するもの」

→ハマナス、ノコギリソウなどベニヤ原生花園の多数の植物が

指定されています。

第10条第4項第14号関係

「車馬若しくは動力船」

=自動車、オートバイ、自転車、荷車などが該当します。

※通路では、自転車・荷車の通行はできます。